台東区多文化共生推進プラン パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和3年12月16日(木)~令和4年1月6日(木)
意見受付場所	区公式ホームページ、各区民事務所・分室・地区センター、
思兄文门 <i>场</i> 川	区政情報コーナー、生涯学習センター、区民課
意見受付件数	7件 3名
	ホームページ 2人(3件)
提出方法の内訳	郵送 0人(0件)
近山刀伝の内訳	ファクシミリ 1人(4件)
	持参 0人(0件)

分類	項番	意見	区の考え方
			(該当する取組)
第	1	「6 多文化共生の定義」の「国籍や民族など	「対等な関係」については、多文
章		の異なる人々が、お互いの文化的差異を認め	化共生の定義の中にある通り、国
		合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社	籍や民族などの異なる人々が、お
		会の構成員として共に生きていくこと」について	互いの文化的差異を認め合える関
		ですが、「対等な関係」とはどのような関係でし	係が「対等な関係」だと認識してお
		ょうか?	ります。
		たとえば、憲法の上に宗教がある人たち(原	また、文化の違いを受け入れても
		理主義)と対等な関係を築き共生ができるので	らうためには、交流を通してコミュ
		しょうか?	ニケーションを促進し、相互理解を
		文化の価値は同じですが、別の国の中で対	推進することが重要だと考えてお
		等(正当性)を主張したらどうなりますでしょう	り、「地域で暮らす外国人との交流
		か?	事業」や「『やさしい日本語』講座の
		違う外国人同士の文化の違いを受け入れて	実施」など、必要な取組を実施して
		もらうにはどのような対策をしますでしょうか?	まいります。
		多文化共生というのであれば、その点の記	
		載も必要だと思います。	
第	2	「台東区多文化共生推進プラン」の「基本理	「多文化共生」の地域社会の実現
第 3 章		念」の「言語や文化、生活習慣などの違いを相	に向けて、今回策定する「台東区多
早 		互に理解・尊重し合い、誰もが地域社会の一員	文化共生推進プラン」に基づき、区
		として活躍できる「多文化共生」の地域社会の	民の皆様や地域の関係団体と区が
		実現」の記載についてですが、国家と国家の主	一体となって多文化共生を推進し
		権国家同士であれば共生できる可能性はある	てまいります。
		と思いますが、1つの国家内で多文化共生は無	
		理だと思います。	
		アメリカや中国の現状をみても多文化共生	
		はできていないように、1つの国に別々の共同	
		体が作られ、やがて日本人と外国人の、外国人	
		と外国人の間に軋轢を生み、分断を推し進める	
	1	1	1

分類	項番	意見	区の考え方
刀炽		·	(該当する取組)
第3章	2	ことになると思います。 「認め合うこと」は「受け入れること」ではありません。 外国人への理解と配慮は必要だと思いますが、今の緊迫している国際情勢を鑑みると、外国人の増加は非常に恐怖に感じています。そのため国の推進をそのまま採用するようなプラン策定にも危惧しております。	
第4章	က	去年の「武蔵野市住民投票条例案」の問題が表面化したことにより、区報に記載されている意見募集の記事がどれだけ大切かということに気が付くことができました。 そして、「多文化共生」について調べてみると、たくさんの問題点があることがわかりました。 そのようなことから、今回「台東区多文化共生進力ラン」について意見を提出させていただこうと思いました。 SDGsや多文化共生は、耳障りの良い言葉ではありますが、「プランの策定の背景」の中で、多文化共生を推進するグローバル化(国境の壁を無くし人の移動を自由にする)と称した移民(外国人が働者)を受け入れるよう日本した。 また、「多文化共生社会」は、移民問題の大義名のプラン内容と読み取りました。 また、「多文化共生社会」は、移民問題の大義名があると警鐘を鳴らしている方とに関心があって来ている人たちではないということが推測できます。であれば、・事業 No.1 計画事業「初級レベルの日本語もできない外国人を受け入れていることになり、それ自体に問題はないのでしょうか?あくまで自治体が資金支援しない形であればよいですが、観光客ではない、初級レベルの日本語もできない外国人のために区が日本語教室を主催することに釈然としません。	日本語教室については、教養や生涯学習のための日本語学習ではなく、初歩的な日本語を学習することで生活に必要な情報を適切に取得し、コミュニケーションをとれるようになることを目的としております。地域住民とのトラブルにつながることがないよう日本の文化、生活習慣を学ぶ機会を提供することは、外国人だけでなく地域住民にとっても重要な取組であると考えております。なお、授業で使用するテキスト代は受講者が負担しております。

分類	項番	意見	区の考え方 (該当する取組)
<i>//</i>	4	全体的に「日本人が外国人にサービス(与え	
第 4 章	4	る)する 書き方になっているように読み取れま	ずに区民の皆様の意見を多文化共
章		すので、修正いただきたいです。	生推進の取組に反映していくた
		・まず、日本人が日本文化(台東区が台東区の	め、「多文化共生庁内連絡会の開
		地域文化)を見直し、	催」を「多文化共生推進連絡協
		・そして外国人に日本の文化を受け入れてもら	議会の開催」へ修正しました。
		う。	
		・受け入れられない外国人がいれば、台東区と	
		して「NO」ということ、	
		・それに応じた対策も併せて記載するようお願	
		いしたいです。	
		・できることと、できないことを明確にし、できな	
		い(受け入れられない)ことも明記していただき	
		たいです。	
		あくまで、主役は主権国家である日本国民	
		であり、まずは台東区民が安心して生活できる	
		プランにしていただきたいです。台東区民ファ	
		一ストでお願いします。 ・白ハ白魚は、これも機に多立化せた社会に	
		自分自身も、これを機に多文化共生社会に ついて考えていきたいと思います。今後ともよ	
		ろいて考えていさだいと思います。ラ後ともよ	
第	5	クしてお願い くったします。 外国人が地域に増えると、騒音やゴミの分別	区では地域全体で多文化共生を
4		などの問題が起きて、日本人が「迷惑な隣人」と	
草		感じやすくなります。また、交流の場づくりは、	定の地区をモデル地区として設定
		多文化共生に興味のある同じ顔ぶればかりが	して多文化共生を推進していくこと
		参加するため、同じ地域の区民同士が「見知ら	は現在想定していません。
		ぬ隣人」のままになりがちです。 そのため、交	
		流事業や地域活動への参加促進事業は、結	区では今後も地域の中での交流
		局、多文化共生に関心を持つ一部の層にしか	や地域活動への参加を、多様な主
		効果がなく、「多様性を尊重し、誰もが活躍でき	体との協働にて促進してまいりま
		る地域づくり」に至らないことが、日本の各地で	す。
		見受けられます。 そもそも、外国人は、経済状	
		況、教育段階、在留資格などで多様な背景を持	「職員を対象とした『やさしい日
		つため、一律の施策が機能しません。そこで、	本語』研修の実施」を追加して職員
		地域の現状に根差して活動する第三者として、	全体に対する多文化共生意識の啓
		区民館の職員の活用を提案します。 たとえ	発を行うとともに、新たに 多文化
		ば、三重県四日市市では、外国人の集住する	共生推進サポーターの育成・登録」
		笹川地区を「多文化共生モデル地区」に位置付	を実施することで、地域の中で活躍
		けて笹川団地の敷地内に多文化共生サロンを 弐睪 みこに タカルサルエデル	する人材の育成を図っていきたい
		設置。そこに、多文化共生モデル	と考えているため、区民館の職員を

			区の考え方
分類	項番	意見	(該当する取組)
	5	地区担当コーディネーターを 2 名配置しなが	限定してのコーディネーター育成は
		ら、多文化共生の地域づくりを推進していま	現在想定しておりません。
		す。 そこで、区民館の職員を活用すれば新規	
		予算の投入が最小限で済みつつ、同様の取り	
		組みが実行できます。さらに、「多文化共生モデ	
		ル地区」を設定して、その地区の区民館で試験	
		的に取り組みを進めることが望ましいと考えま	
		す。そして、区民課協働・多文化共生係の	
第		方々が、横断的な視点での情報共有や研修な	
第 4 章		どを実施することで、区民館の職員に対するコ	
		ーディネーター育成研修が必要になるはずで	
		す。 従いまして、1.「多文化共生モデル地区」	
		の設定、2. 交流促進の場として区民館の活用 を明示、3. コーディネーターとして区民館の職	
		貴の活用を明示、4.コーディネーター育成研	
		僕の実施を明示、という4点について、「P41	
		取組の方向性の 地域で暮らす外国人と日本	
		人の交流機会の創出 の具体的な施策内容と	
		して追加することを提案します。	
	6	隣近所の日本人と外国人が、生活トラブルな	転入手続き時に生活に必要な情
		く「お互い静かに暮らせる関係」を「共存」と定	報を多言語で掲載している生活便
		義します。たとえば、外国人はゴミの分別に関	利帳などを提供することで生活習
		する説明をほとんど受けずに地域で住み始め	慣に関する情報取得を推進すると
		るので、悪気なく分別が出来ません。一方で、	ともに、「外国人のための日本語教
		日本人からすれば、悪気が無かろうと迷惑に感	室の開催」に日本語だけでなく日本
		じます。これでは、お互いに不幸な状況になる	の生活習慣を学ぶ機会を提供する
		ことが、来日時点で決まっています。 そこで、	内容を追記し、外国人が日本の生
<i>₩</i>		日本の生活習慣を理解する機会をいかに確保	活習慣を学ぶ機会の充実を図って
第 4 章		するのかが「共存」のポイントです。	いるため、外国人への生活オリエン
章		例えば、静岡県磐田市では、「外国人情報窓	テーションを行う専用の窓口の設
		口」を設置し、転入手転入手続きの際に通訳者	置は想定しておりません。
		を交えて、日本の生活習慣を伝える時間を設	
		けています。 また、不動産業者が物件を貸し	日常生活のルールやマナーに関
		出す際、日本の生活習慣を説明する必要があります。さらに、企業は、外国人の労働力の因	する多言語での意識啓発の推進」
		ります。さらに、企業は、外国人の労働力の恩恵を受ける一方で、地域では生活トラブルが増	の内容を多文化共生推進に関わる 団体と連携して意識啓発を図る内
		思を受ける一方で、地域では生活トラブルが増 えやすくなります。そこで、外国人従業員が、日	図体と連携して息越合光を図る内 容に修正し、不動産関係団体をは
		えやりくなりより。てこじ、外国人従業員が、ロー 本の生活習慣を理解できるように、社員教育を	谷に修正し、小動産関係団体をは じめとした外国人雇用企業等の関
		本の生活音順を理解できるように、社員教育をする責任が雇用企業にあります。	「例とした外国人権用企業等の関 係団体と連携して外国人が生活に
		y′辺貝Ίエパ゙/框巾止未にめりまり。	

第	6	さらに、地域で住み始めるまでに伝えるだけ	必要な情報を適切に取得できるよ
4 章		 ではなく、地域で住み始めた後にも、企業など	う努めてまいります。
早		が定期的にオリエンテーションするなどして、外	
		国人が日本の生活習慣を再確認する機会を設	
		ける必要があります。	
		従いまして、1. 転入時、日本の生活習慣を外	
		国人に提供するため、「外国人情報窓口」のよ	
		うな生活習慣を伝える窓口の設置、2.その窓	
		口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝え	
		る時間を設けること、3. 不動産業者が、日本の	
		生活習慣について説明する時間を充分に設け	
		るよう依頼、4. 外国人雇用企業に日本の生活	
		習慣を理解できるオリエンテーションの開催を	
		依頼、5. 外国人雇用企業が、来日後1か月、	
		半年などの定期的なオリエンテーションを実施	
		するように依頼、という 5 点を「P38 取組の方	
		向性⑧ 多文化共生の意識啓発及び異なる文	
		化に対する理解の推進」の具体的な施策内容	
		としての追加を提案します。	
そ	7	多文化共生プランの計画案につきまして、大	在住外国人を含めた区民の皆
の他		変すばらしいものと拝見しました。ただ計画案	様の意見を今後の多文化共生推
		には、日本人である私たちが、外国人、あるい	進の取組に反映していくため、
		は外国ルーツの方々に「教えてあげる」姿勢が	「多文化共生庁内連絡会の開催」
		目立ち、一方で、そのような方々の意見に「耳を	を「多文化共生推進連絡協議会の
		傾ける」姿勢があまり窺えないように感じまし	開催」に修正しました。
		た。例えばいま区内の公遊園には、英語のみな	
		らず、ヒンディ語での「球技禁止」の横断幕が張	
		られていますが、それらからは一方的に諸外国	
		の人々を従わせようとする、高圧的な態度が垣	
		間見えます。彼ら、彼女らの意見もうかがいな	
		がら、例えば球技のできる場所や時間帯を定	
		めるなど、その土地に住む住民全員で、暮らし	
		のルールを決めていければよいのではと思い	
		ます。台東区に住み、暮らすことに、国籍やルー	
		ツは関係ありません。一方的に日本人が「教え	
		てあげる」のではなく、外国人、外国ルーツの	
		方々と対等に暮らしていける台東区になること	
		を強く希望いたします。	